

議案第35号

葛飾区立学校設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

高砂中学校の位置を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立学校設置に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立学校設置に関する条例（昭和31年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表2の部葛飾区立高砂中学校の項中「〃 高砂三丁目32番1号」を「〃 高砂三丁目30番1号」に改め、同表4の部葛飾区立水元幼稚園の項を削る。

付 則

この条例中別表2の部葛飾区立高砂中学校の項の改正規定は令和5年4月1日から、同表4の部葛飾区立水元幼稚園の項を削る改正規定は令和7年4月1日から施行する。